

上尾市消防本部訓令第1号

上尾市火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月27日

上尾市消防長 中山一之

上尾市火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令

上尾市火災予防違反処理規程（平成14年上尾市消防本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「別表」を「第2条第2項ただし書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の上尾市火災予防違反処理規程第16条第3項の規定は、この訓令の施行の日以後にする送達について適用し、同日前にした送達については、なお従前の例による。